

相談支援従事者現任研修の実施状況一覧

都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
北海道	○	○	○	○
青森県				○
岩手県	○	○	○	○
宮城県	○			○
秋田県				
山形県	○	○	○	○
福島県		○	○	○
茨城県				○
栃木県		○	○	○
群馬県	○	○		○
埼玉県			○	○
千葉県		○		○
東京都				○
神奈川県	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○
石川県				○
福井県	○	○	○	○
山梨県	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○
岐阜県		○		
静岡県				○
愛知県	○	○	○	○
三重県				○

都道府県名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
滋賀県		○		○
京都府	○	○	○	○
大阪府		○	○	○
兵庫県				○
奈良県	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○	○
鳥取県				○
島根県	○	○	○	○
岡山県				○
広島県	○	○	○	○
山口県				○
徳島県	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○
愛媛県	○	○	○	○
高知県	○	○	○	○
福岡県		○	○	○
佐賀県				○
長崎県			○	○
熊本県	○	○	○	○
大分県				○
宮崎県	○	○	○	○
鹿児島県				
沖縄県	○	○	○	○

平成23年度予算案における障害者虐待防止対策等について

○障害者虐待防止対策支援事業費(平成23年度予算案) 403,260千円

1 事業目的

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る。

2 事業内容

(1)に示した体制を整備(既存の体制の充実を含む。)するとともに、(2)から(4)までの事業について、地域の実情を踏まえ、実施する。

(1)連携協力体制整備事業

地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

(2)家庭訪問等個別支援事業

過去に虐待のあった障害者の家庭等に対する訪問、24時間・365日の相談窓口の体制整備、虐待が発生した場合の一時保護のための居室の確保等、虐待を受けた障害者等に対するカウンセリング、その他地域の実情に応じた事業を実施する。

(3)障害者虐待防止・権利擁護研修事業

障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(4)専門性強化事業

医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保するとともに、有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

3 実施主体 都道府県又は市町村(社会福祉法人又はNPO法人等に委託可)(※(3)(4)は、都道府県のみ)

4 補助率 定額

○障害者虐待防止・権利擁護事業費(平成23年度予算案) 3,450千円

1 事業内容

国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

2 実施主体 国

障害者虐待防止対策支援事業

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1)連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3)研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の**従事者や管理者、相談窓口職員**に対する**障害者虐待防止に関する研修を実施**する。

(2)家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせて実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、**相談支援専門員等**を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る**24時間・365日の相談体制を整備**する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、**居室の確保**を行うとともに、**緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れ**について支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、**カウンセリング**を行う。

(4)専門性強化事業

- 医師や弁護士等による**医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保**する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、**虐待事例の分析等**を行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成23年度予算案:3,450千円)

別途、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

○ 発達障害者への支援について

【 精神保健福祉法における精神障害者の定義 】

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者
(精神保健福祉法第5条)



※神経症性障害、ストレス関連障害、成人の人格および行動の障害、食行動異常や睡眠障害を含む生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群、心理的発達の障害(F8)、小児(児童)期および青年期に生じる行動及び情緒の障害(F9)など

【 障害者自立支援法における障害者の定義 】

この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち18歳以上である者をいう。

(障害者自立支援法第4条第1項)

<発達障害児(者)の利用が見込まれる主なサービス>

- (1) 相談支援事業
- (2) 日中活動系サービス
 - ① 就労移行支援
 - ② 就労継続支援
 - ③ 自立訓練(生活訓練)
 - ④ 児童デイサービス
- (3) 訪問系サービス
 - ① 行動援護
 - ② 短期入所(ショートステイ)
- (4) 居住系サービス
共同生活援助(グループホーム)
- (5) 地域生活支援事業
 - ① 移動支援

発達障害施策の状況

<国の役割>

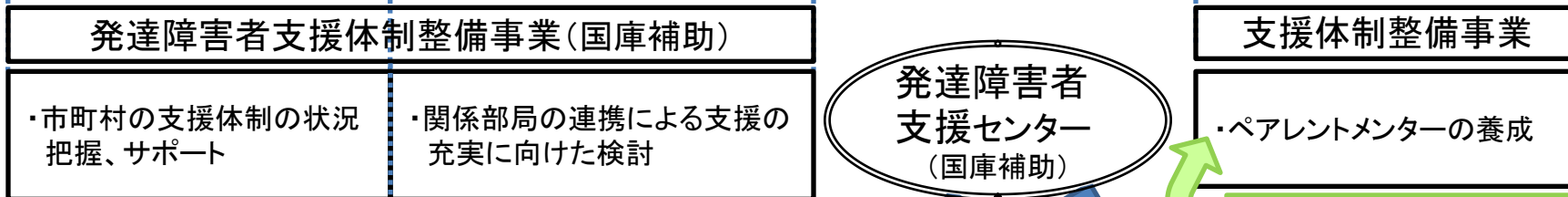
発達障害の定義と発達障害への理解の促進／発達障害児・者に対する地域支援体制を整備

調査・研究	支援手法の開発	情報提供・普及啓発	人材育成
<ul style="list-style-type: none"> ・定義 ・発見のための共通の評価尺度の開発 (M-CHAT、PARS) 	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児療育手法の開発 ・家族支援・地域生活支援プログラムの開発 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害情報センター (国立リハビリテーションセンター内に設置) ・世界自閉症啓発デー(4/2) ・発達障害啓発週間(4/2～4/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国立秩父学園等における発達相談支援員等の研修 ・国が指定した民間施設(4か所)における実地研修

地域における支援体制を整備 (国庫補助)

<都道府県の役割>

発達障害児・者に対する地域生活支援の充実(広域的な支援)関係部局の相互の連携確保



発達障害者支援センター (国庫補助)

(新規)
・ペアレントメンターコーディネーターの配置

<市町村の役割> 発達障害児の早期発見、早期の発達支援／発達障害児・者に対する地域生活支援

・乳幼児健診、保育所・幼稚園等における発見

(新規)
・巡回支援専門員整備事業
・発達障害者等支援都市システム事業

専門的相談

相談支援、発達支援、就労支援

発達障害児・者
家族への支援

厚生労働省における発達障害者支援施策（平成23年度予算(案)）概要）

課 題	平成23年度予算(案) 【1, 181百万円(1, 270百万円)】 ()内は平成22年度予算
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成 ●全県的な相談支援の充実	<p>①発達障害者支援体制整備事業 【202百万円(201百万円)】 発達障害のある方や家族に、ライフステージ支援の体制を構築強化を図るため、都道府県、指定都市において、「ペアレントメンター」の養成とその活動をコーディネートする者の配置、「アセスメントツール」の導入の促進を実施</p> <p>②発達障害者支援センターの設置、運営 【地域生活支援事業の内数】 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施</p> <p>③子どもの心の診療ネットワーク事業 【母子保健医療対策等総合支援事業の内数】 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制を構築</p>
2 支援手法の開発	<p>④発達障害者支援開発事業 【298百万円(395百万円)】 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立</p> <p>⑤巡回支援専門員配置事業(新規) 【156百万円(0百万円)】 発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設を巡回し、スタッフや親に助言等を実施</p>
3 就労支援の推進	<p>⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの拡充・強化 【281百万円(230百万円)】 ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、本人の希望や状況に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センターに誘導するとともに、きめ細かな就労支援を実施</p> <p>⑦発達障害者雇用開発助成金 【 59百万円(156百万円)】 発達障害者を新たに雇用し適切な雇用管理等を行う事業主に対して助成</p> <p>⑧発達障害者就労支援者育成事業 【21百万円(19百万円)】 発達障害者支援関係者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所において発達障害者を対象とした職場実習を実施することにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施</p> <p>⑨発達障害者に対する職業訓練の推進 【 68百万円(127百万円)】 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進</p>
4 人材の育成	<p>⑩発達障害研修事業 【(独)国立精神・神経医療研究センター運営費交付金の内数等】 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実</p> <p>⑪発達障害者支援実地研修事業 【22百万円(23百万円)】 地域において指導的な役割を担うことができる専門的な人材を育成するための中期の実地研修を実施</p>
5 情報提供・普及啓発	<p>⑫発達障害情報・支援センター(仮称) 【52百万円(54百万円)】 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を実施</p> <p>⑬「世界自閉症啓発デー」普及啓発事業 【13百万円(15百万円)】 「世界自閉症啓発デー」の周知と、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発活動を実施</p>

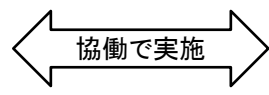
○ 発達障害者支援体制整備事業

【202百万円(201百万円)】

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援を行うための支援関係機関のネットワークを構築するとともに、市町村における個別の支援計画の実施状況調査及び評価や、適切な助言等を行うことにより、支援体制の整備を行う。

さらに、ペアレントメンターの養成とその活動をコーディネートする者の配置^(新)や、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進する研修会の実施等により、発達障害児(者)及びその家族に対する支援体制の一層の強化を図る。

厚生労働省



文部科学省
(特別支援教育総合推進事業)

【都道府県・指定都市】



●調査・評価
(市町村の支援体制の状況調査・評価)



●支援サポート体制の強化
(市町村等の関係機関に対する相談・助言等のサポート(巡回指導))



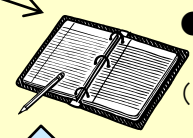
●検討委員会
(県内の状況把握や、ペアレントメンターの養成等の支援体制の充実に向けて検討)



●ペアレントメンターコーディネーターの配置【新規】

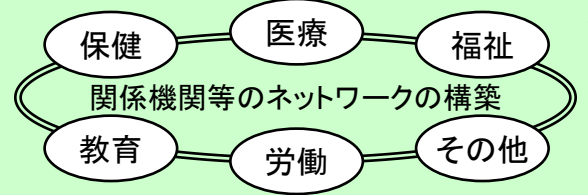


●ペアレントメンターの養成
(家族支援体制の整備)

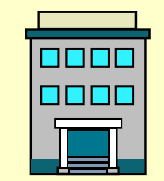
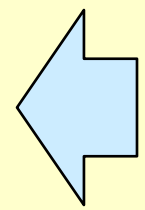


●発達障害特有のアセスメントツールの導入促進
(M-CHATやPARS等の導入を促進する研修の実施)

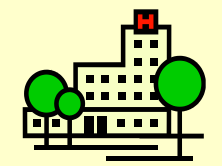
【市町村】



- ◆早期発見・早期発達支援体制の構築
- ◆個別支援計画の作成(アセスメントツールの導入)
- ◆ペアレントメンターの活用による家族支援 等



発達障害者支援センター



医療機関等

○ 発達障害者支援開発事業

【298百万円(395百万円)】

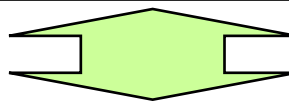
国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

なお、開発に取り組むモデルについては、現段階で支援手法が不足している分野(成人期以降の生活支援や家族支援、行動障害や二次障害の早期発見・支援)を中心に実施することとし、1人1人のニーズに応じた支援が提供できる社会の実現を目指す。

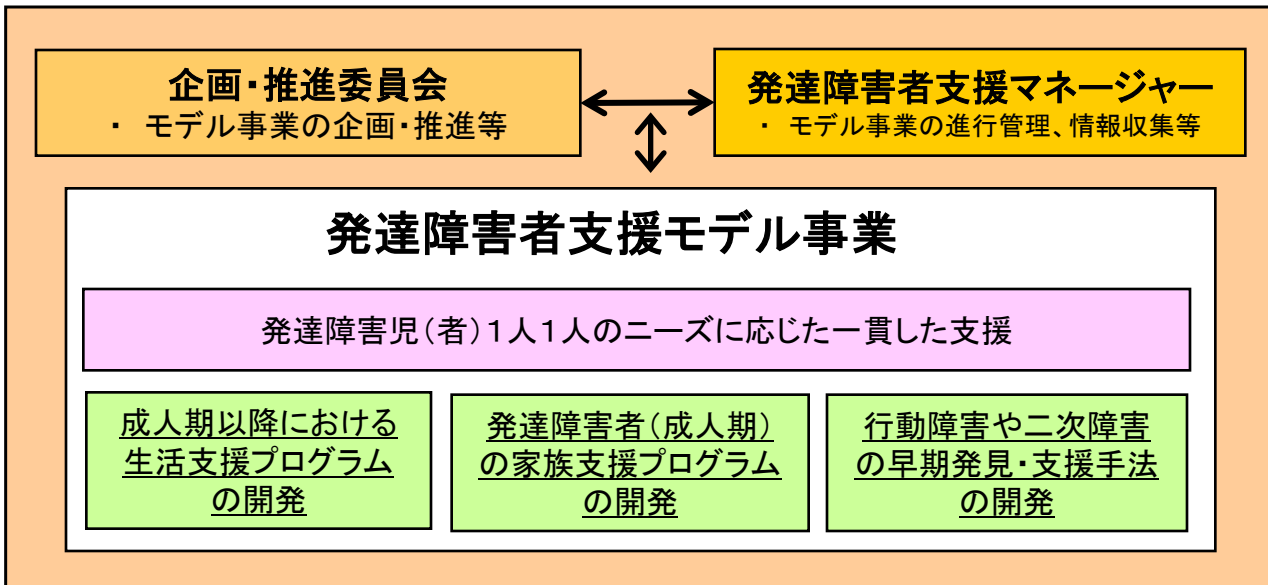
新 また、発達障害支援施策に関し、総合的かつ先駆的な取組を行う市町村を指定し、その内容をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ情報発信することにより、全国的な取組の促進を図る。

国

発達障害者施策検討会
・ モデル事業の方針、評価に関する総括



都道府県・指定都市



【新規】

発達障害者等支援都市システム事業
〔全国5か所程度を指定〕

- 発達障害に対する正しい理解を浸透させる
- 支援に関わる者の情報共有がなされている
- 専門的な助言を行える環境整備
- その他創意工夫のある取組を行うなど

「発達障害者支援体制整備事業」、「発達障害者支援開発事業」実施状況一覧

※平成19年度～22年度の左欄は「発達障害者支援体制整備事業」、右欄は「発達障害者支援開発事業」。

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
北海道	○	○	○	○	○	○
青森県	○	○	○	○	○	○
岩手県	○	○	○	○	○	○
宮城県	○	○				
秋田県						
山形県	○	○	○	○	○	○
福島県			○	○	○	○
茨城県	○	○	○			
栃木県	○	○	○	○	○	○
群馬県						○
埼玉県	○	○	○	○	○	○
千葉県	○	○	○	○	○	
東京都	○	○	○	○	○	
神奈川県	○	○	○			○
新潟県		○	○	○	○	○
富山県	○	○	○	○	○	○
石川県	○	○	○	○	○	○
福井県	○	○				○
山梨県	○	○	○	○	○	○
長野県	○	○	○	○	○	○
岐阜県		○	○	○	○	○
静岡県	○	○	○	○	○	○
愛知県	○	○	○	○	○	○
三重県	○	○	○	○	○	○
滋賀県		○	○	○	○	○
京都府	○	○	○	○	○	○
大阪府	○	○	○	○	○	○
兵庫県	○					○
奈良県	○	○	○	○	○	○
和歌山県	○	○	○			
鳥取県			○	○	○	○
島根県	○	○				○
岡山県		○	○	○	○	○

自治体名	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
広島県		○	○	○	○	○
山口県	○	○	○	○	○	○
徳島県	○	○	○	○	○	○
香川県	○	○	○	○	○	○
愛媛県						
高知県	○	○	○	○	○	○
福岡県		○	○	○	○	○
佐賀県		○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○
大分県		○	○			
宮崎県				○	○	○
鹿児島県	○	○	○			○
沖縄県		○	○	○	○	○
札幌市	○	○	○	○	○	○
仙台市	○	○	○	○	○	○
さいたま市	○	○	○	○	○	○
千葉市	○	○	○			
横浜市	○	○	○	○	○	○
川崎市		○	○	○	○	○
相模原市						○
新潟市				○	○	○
静岡市			○	○	○	○
浜松市						○
名古屋市		○	○	○	○	○
京都市	○	○	○	○	○	○
大阪市	○	○	○	○	○	○
堺市			○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○
岡山市					○	○
広島市	○	○	○	○	○	○
北九州市	○	○	○	○	○	○
福岡市		○	○	○	○	○

※「発達障害者支援体制整備事業」は平成17年度から、「発達障害者支援開発事業」は平成19年度から実施。
 ※この一覧は、国からの補助事業の一覧であり、それ以外にも、自治体独自の取り組みが行われている場合がある。

○ 巡回支援専門員整備事業〔新規〕

【156百万円】

【事業内容】

発達障害等に関する知識を有する専門員(※)が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回支援を実施し、施設等の支援を担当する職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。

【実施方法】

① 実施体制

次の1)又は2)を基本とするが、地域の実情やニーズに応じた柔軟な事業形態による効率的・効果的な実施方法により行うこととする。

- 1) 専門員(※)を知的障害児施設及び通園施設、児童家庭支援センター、母子保健センター等の拠点となる施設に1人配置して実施。
- 2) 既存の施設等に配置されている医師、児童指導員、保育士、心理担当職員、作業療法士、言語聴覚士等を活用し、多職種からなるチームを編成し、拠点となる機関が保育所等からの求めに応じ、チームを派遣して実施。

※「発達障害等に関する知識を有する専門員」

- ・学校教育法に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学、社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- ・相談員として必要な学識経験を有する者
- ・秩父学園で実施している発達障害に関する研修を受講した者又は障害児施設等において発達障害児の支援に携わっている者 など

② 巡回方法

地域における、保育所、幼稚園、子育て支援拠点施設、児童厚生施設、集団健診の場等の子どもやその親が集まる場を少なくとも週3日、計画的に巡回支援を行う。

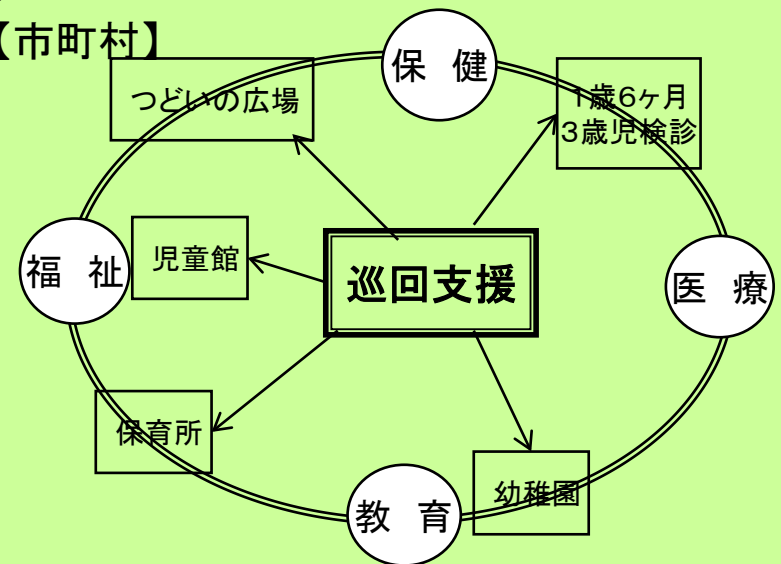
なお、対象ケースの評価や支援方針の検討、助言・指導内容の検証等を行うよう努めること。

③ 関係機関との連携

ケースに応じて適切な支援に結びつけられるよう、日頃から保健師、児童家庭支援センター、市町村障害福祉担当課、児童デイサービス事業所、発達障害者支援体制整備事業等と連携して行える環境整備に努めること。

なお、児童相談所や発達障害者支援センターなどの専門機関と協働により支援することが適切な場合には、速やかに専門機関につなぐなどの処置を取るようにする。

【市町村】



発達障害者等支援都市システム事業〔新規〕

【60百万円】

発達障害者等の支援に対して、ライフステージを一貫してサポートするため、保健、医療、福祉、教育、労働等の様々な領域が連携して取組むシステムを構築し、「まち」全体で発達障害をサポートする取り組みを行う。

〔事業内容〕

全般的に取り組んでいる先駆的な市町村をモデル都市として指定して、次に掲げる取り組みについて組織的に展開し、その成果をマニュアルやプログラムとしてとりまとめ、全国に普及させる。

- (1) 発達障害に対する正しい理解の浸透
- (2) 発達障害の支援に関わる者間の情報共有
- (3) 専門的な助言を行える環境の整備
- (4) その他発達障害者の支援に関する創意工夫のある取り組み

平成22年度補正予算 発達障害者に対する情報支援体制の整備

(障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増しにて対応)

発達障害の特性を勘案し、市町村等で用いられている書類の音声化等を実施することにより、【114百万円】
発達障害者に対する情報支援体制を整備する。

※ 発達障害者の中には、書かれたものの内容を読み取ることや文字を書くことが障害のために極端に苦手であって(読み書き障害)、日常生活上の不利益を被る者がいる。

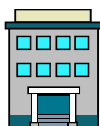
市役所等において、発達障害の特性を勘案し確実に情報が提供される環境の整備

【 都道府県 】

発達障害者支援センターやNPO法人等の当事者団体と連携して、発達障害に対する情報支援体制を整備。

都道府県

- ・書類の音声化等のための機器の整備
- ・発達障害の特性を勘案した情報提供の支援についての啓発 など



発達障害者支援センター

NPO(当事者団体等)

【 窓口 】

市役所等の窓口における
情報支援機器の整備等

(例)



- 読み取り支援ソフト
音声と同時に画像・テキスト・文章をシンクロさせて表示することにより、読むことが困難な者も書かれている内容をわかりやすくするもの。



- コミュニケーションボード
言葉によるコミュニケーションが苦手な者に対して、絵記号などわかりやすい方法によりコミュニケーションを行うもの。



- 音声化機器
テキスト化された文章を指定する箇所ごとに音声で読み上げ、長文の文章等をわかりやすく 聞くためのもの。

情報の確実な
伝達を図る。

発達障害者

※ 国においては、この取組の拡大を図るため、既存の研修会等を活用して、情報支援体制の整備に関する周知と使用方法等の研修を都道府県等(発達障害者支援センター)に対し実施する予定。

○ 発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。

研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関等において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー
全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期 間 4日間 年2回
対 象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー
全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年3回
対 象 全国の精神医療機関の医師等

<実施機関>

1～3 国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局 国立秩父学園【9.6百万円(9.6百万円)】

4、5 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター【運営費交付金の内数】

※各研修等の期間・回数等は予定

○ 発達障害者支援における実地研修システムの構築

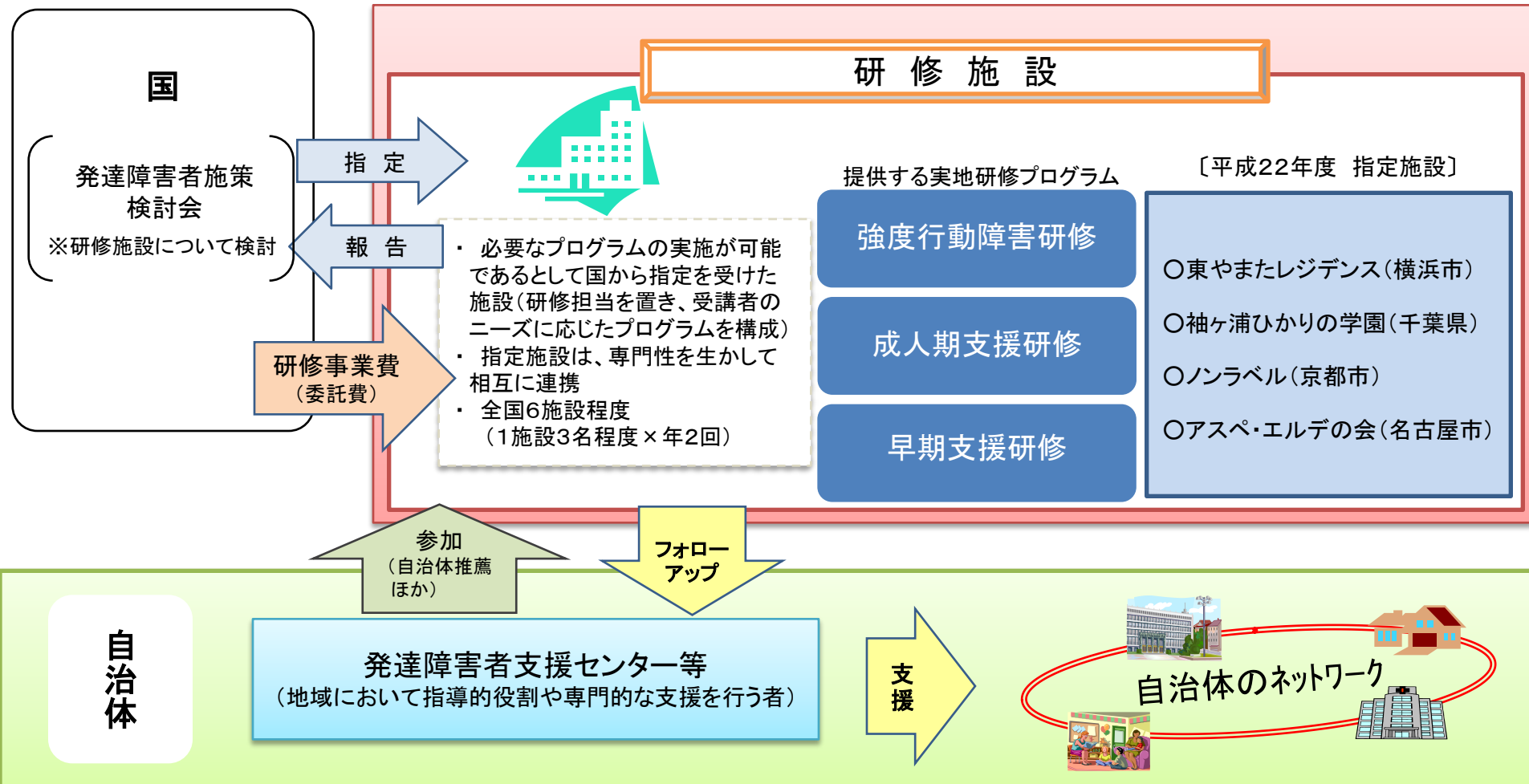
【22百万円(23百万円)】

発達障害者支援法第23条の規定に基づき、発達障害に関する専門的な支援を行う人材を育成するための実地研修システムを構築する。

◆発達障害者支援法(抜粋)

第23条 (専門的知識を有する人材の確保等)

国及び地方公共団体は、発達障害者に対する支援を適切に行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育等に関する業務に従事する職員について、発達障害に関する専門的知識を有する人材を確保するよう務めるとともに、発達障害に対する理解を深め、及び専門性を高めるため研修等必要な措置を講じるものとする。



○「世界自閉症啓発デー」(4月2日)について

【背景】

平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題である4月2日を世界自閉症啓発デーに定める決議をコンセンサス(無投票)採択。



○決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
- ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
- ・それぞれの加盟国が、自閉症のこどもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
- ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。

平成20年 4月、国連事務総長がメッセージを発出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

【啓発活動】

○シンポジウムの開催

[平成23年度 開催(案)]

- ・日時 平成23年4月2日(土曜日) 10:00~17:00
- ・場所 灘尾ホール(千代田区)
- ・主催 厚生労働省 ・ 日本自閉症協会
- ・共催 日本発達障害ネットワーク ・ 日本自閉症スペクトラム学会 ・ 全国自閉症者施設協議会
発達障害者支援センター全国連絡協議会 ・ 国立特別支援教育総合研究所
- ・後援(予定) 内閣府 ・ 法務省 ・ 外務省 ・ 文部科学省 ・ 国土交通省 他
- ・大会実行組織 世界自閉症啓発デー・日本実行委員会

○4月2日から8日を発達障害啓発週間として、全国各地において啓発活動に取り組む。

○「世界自閉症啓発デー」の周知及び発達障害への理解促進

- ・4月2日のシンポジウムについて
 - ・4月2日~8日の発達障害啓発週間にあわせて取り組まれる、全国各地の啓発活動について
- これらについて、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会作成 WEBサイト <http://www.worldautismawarenessday.jp> に動画配信及び取組内容を掲載。

障障地発0121第1号
平成23年1月21日

都道府県
各 発達障害支援施策所管課（室）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

平成23年度「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」にかかる
普及啓発の推進について（協力依頼）

平素より、発達障害者支援施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

我が国の発達障害者の支援については、平成17年4月より発達障害者支援法が施行され、医療・保健・福祉・教育・労働等の各分野が連携のもと、様々な施策が実施されているところですが、平成19年12月には、国連総会において「世界自閉症啓発デー」に関する決議が採択され、それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うこと等が求められているところであります。

これを踏まえ、厚生労働省では、4月2日の「世界自閉症啓発デー」及び4月2日から8日の「発達障害啓発週間」を社会全体で自閉症等の発達障害の啓発に取り組む機会ととらえ、本年4月2日に東京でのシンポジウムの開催、自閉症をはじめとする発達障害の理解促進のための「世界自閉症啓発デー・ポスター・リーフレット」の作成等啓発活動を推進していくこととしております。

つきましては、貴都道府県・市におかれましても、「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」の期間を中心に、次に掲げる内容について特段のご配慮をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 管内市区町村、関係機関及び地域住民等に対する自閉症等の発達障害に関する知識の普及及び理解の促進

2 「世界自閉症啓発デー ポスター・リーフレット」について、管内市区町村及び関係機関等に配布及び掲示

※1 ポスターについては1月中に発送予定

※2 ポスターの部数については、管内の発達障害者支援センターや保育所等の福祉関係施設、小学校や特別支援学校等の教育関係施設の数を参考に送付しておりますので、市区町村及び特別支援教育担当課等とも調整の上、広く普及啓発に役立つ観点から配布・掲示していただけますようお願いいたします。

なお、1～2の取り組み（イベント、シンポジウム等）について、「世界自閉症啓発デー関連情報」として、下記Webサイトに掲載させていただきますので、別紙に記入の上、3月4日（金）までにFAX又はメールにて送付をお願いいたします。

【世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）】

○<http://www.worldautismawarenessday.jp/>

（世界自閉症啓発デーの制定や、地域における取り組み等に関する情報を提供）

《連絡先》

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
地域移行・障害児支援室発達障害支援係 時末、今野
電話：03-5253-1111（内線3038）
FAX：03-3591-8914
e-mail：konno-takehiro@mhlw.go.jp